○環境省令第四号

三年 部を改正する政令 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十九号)及び大気汚染防止法施行令の一 法律第九十七号) (令和三年政令第二百七十五号) の規定に基づき、 大気汚染防止法施行規則等 の施行に伴い、 *う* 並びに大気汚染防 部を改正する省令を次のよう 止 法 (昭 和 四十

令和四年三月三日

に定める。

環境大臣 山口 壯

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

、大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第 条 大気汚染防止 法施 **紀**行規則 (昭和四十六年厚 世商産業省 帝 第 帝 第 号) の 一 部を次の ように改正

る規定の傍線を付した部分のように改め、 次 \mathcal{O} 表に より、 改 正 前 欄に 掲げ る規定 の傍線を付 改正 前欄 及び した部分をこれ 改正後欄に対応して掲げるその標記 に 順次対応する改 正 後 欄 部分に 12 掲げ

二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 当該対象規定全体を改正後欄に掲げるも

ののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて 7 ない も の

は、 これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない もの

は、これを新たに追加する。

様式第3の6

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

併

Ш

Ш

都道府県知事 咖 概

#

氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

国出地

大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定に 水銀排出施設にしいた 次のとおり届け出ます

9	工場又は事業	がのい	答:	E 9	機
	工場又は事業は	場の所在	出		※受理年月日
	水銀排出施	設の種	類		※施 設 番 号
	水銀排出施	設の構	造	別紙1のとおり。	※審査結果
	水銀排出施設の	使用のフ	方 法	別紙2のとおり。	
	水銀等の処	理の方	拼	別紙3のとおり。	※ 論 地
	微	#	承		

」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。 ※印の欄には、記載しないこと。 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則

寉

₩

を対照させること。

届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

വ 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。 日本産業規格A4とすること。

様式第3の6

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

併

Ш

ш

概

都道府県知事 咖

#

大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定に 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

国出者

							9-
财	*	*	*	*	Н	Н	9
	鶏	銀排	無	無	掘	華	火金
	443	 E	#	#	X It	×	排
淅	9	施	Œ	Œ	事	ij i	出落
	処	設の	施	施	翭	華業	製
#	曲	魚	焽	瓔	施 6	場	5
	9	用の	9	9	の所	9	水銀排出施設について、
	方) 方	華	種	在	₩	, %
頁	拼	拼	描	猶	樹	柊	50
	別紙3のとおり。	別紙2のとおり。	別紙1のとおり。				のとおり届け出ます。
	* in		· · · · ·	※ 落	** **	※ 勝	
			蕉	焽	理年	曲	
			참	維	田	綝	
	洲		账	号	Н	号	
					年 月		
					Ш		l

備考 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則

を対照させること。 」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。 ※印の欄には、記載しないこと。 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容

日本産業規格A4とすること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。

別紙 1

水銀排出施設の構造

		英	港			庚	শ	煛	*	H
焼	変圧器	火格子 (m ²)	源 类 (然 (重油	(削る)	用開	#	圃	柊	アは事
却 能	変圧器の定格容量	面積又は	り処理前	、料 の 燃 (重油換算 L/h)	Č	始予:	予 定	年	及び	業場にお
力 (kg/h)	容量 (kVA)	火格子面積又は羽口面断面積 (m²)	料の処理能力(t/h)	: 焼 能 h)		定年月	年 月	月	 型	工場又は事業場における施設番号
/h)	(A)	面積	/h)	力		Ш	ш	ш	共	番号
						年	年	年		
						月	月	月		
						П	П	П		
						年	年	年		
						Я	Я	Я		
						ш	ш	П		

₩

別紙 1

銀排出施設の構造

痢 맹 龕 槙 燕 淅 工場又は事業場における施設番号 \equiv 燕 戸 # 変圧器の定格容量(kVA) 火格子面積又は羽口面断面積 柊 料の処理能力 噩 圃 李 些 油換算 4 站 9 対 4 滒 併 需 滂 ç 压 併 Ł 燕 # Ш (m^2) (t/h) (kg/h) ⊢进 Ш 需 Ш Ł ш ш ш 共 併 併 併 Ш Ш Ш ш ш ш 併 併 併 Ш Ш Ш Ш Ш Ш

別紙

0 ω (器)

別紙

2

 ω

(器)

4

(大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改

正

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令(令

和二年環境省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、 大気汚染防止法施行規則第十六条の十の次に一条を加える改正規定を次のように

改める。

(解体等工事に係る調査の結果の報告) (解体等工事に係る調査の結果の報告) (解体等工事に係る調査の結果の規定による報告は、第十六条の十一 法第十八条の十五第次の計算に対し、以上であるもので、当該作業を付う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもので、当該作業を付う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるものした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第二、大学の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもので、当該作業を体う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもので、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもので、当該作業の対象となる床面積の合計額が百万円以上であるもの、というでは、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第一次のいずれかに掲げる解体等工事に係る調査の結果の報告) 	改正後
(新設)	改
	正
	前

が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、か(第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか類	工事に係るときは、これ事が前項	三 解体等工事の実施の期間 第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項 二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、 名 又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏 名 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名 とする。	び第八号に掲げる事項を除く。)に限る。)について行うものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改善さい、又は補修する作業を伴う建設工事であつては、第一業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの業の請負代金の合計額が百万円以上であるものまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一等から第五号までに掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イから本業の請負代金の合計額が百万円以上であるものことに掲げる事業の計算が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が表現が

作書 年 5 5 5 6 6 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	事前調查結果報告書	都道府県知事市 長 殿	東東東	電話番号メールア	事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第61報告します。	解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 〒 ― にあつては、その代表者の氏名	解体等工事の場所	解体等工事の名称	解体等工事の概要		至年月日 年 月 日	特定粉じん排出等作業の 開始時期 ※審	建築物等の設置の工事に着 年 月 日 手した年月日	離縣物(耐火・準耐火・その布) (木治・RC治・S治・その布)	延べ面積 m²	
		弁	及び住所並びに t、その代表者	X	定により					整理番号	※受理年月日	音				
∩		ш			27											

	事前調査の結果	青査の		特定建築材料に	规	当しない	い場合の	判断の根拠
建築材料の種類	1 編	なな	石綿	①目視 ②②分析 ④)製料図	哥爾特)	よごよ 網を®	へ。) 開盟
	作	_	浦	海 然 本 类	お製の	年月日	ī	Ē
吹付け材					2 🗆	3 🗆	4	© _
保温材				00	2 🗆	3 🗆	4 🗆	© _
煙突断熱材				00	2 -	3 🗆	4 🗆	© _
屋根用折版断熱材				① □	2	© □	(4)	©
⊪火被癥材(吹付け材を除き、/ナい酸カルシウム板第2種を含む。)				⊝	©		⊕	(5) (1)
仕上塗材				① □	2 🗆	3 🗆	4 \square	© _
スレート波板				① □	2 -	⊚ □	4 🗆	© _
スレートボード				① □	2 -	⊚ □	4 🗆	© _
屋根用化粧スレート				⊕ □	© □	© □	(4)	© _
けい酸カルシウム板第1種				① □	2	©	(4)	© _
押出成形セメント板				① □	2 -	⊚ □	4 🗆	© _
パルプセメント板				① □	2	© □	4	©
ビニル床タイル				① □	2 🗆	3 🗆	4 \square	⑤ □
窯業系サイディング				① □	2	© □	4	© _
石膏ボード				① □	2 -	③ □	4 🗆	© _
ロックウール吸音天井板				① □	2 -	⊚ □	4 🗆	© _
その色の丼料				① □	© □	© □	①	© _

分析による調査	分析による調査を行	書面による調査、よる調査を行つ;		事前調査を終了し	、改造又は 負代金の合	解体の作業の対3 面積の合計
を行った者 する機関又	行った箇所	及び目視にた者		した年月日	補修の作業 計	象となる床
		講習実施機 名称	氏	年		
		製の	名	Я		
		(一般・特定		Ш		
		一戸建て等				※ 論
		筆・その他)				兆

		縮
改	第二条のうち、大気汚染防止	1 の 静体 で お は が が が が が が が が が が が が が が が が か が か
正	大気汚染防力	(立) などの (本) を (本
後	法施行規	築物の解体作業を伴う建設工事合計の機工の機工等を介の機工を発表の改造者して、計権係を介拠を合うを活出した。 以び日超による調査を行む中方及の一般建築物石能合有建立。 30年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年
	則様式第三の五の改正	
改		
正	規定を次のように改める。	
前	. 改める。	

様式第3の6

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

併

Ш

Ш

都道府県知事 咖 礟

#

居出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

より、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。 大気汚染防止法第 18 条の 28 第 1 項(第 18 条の 29 第 1 項、第 18 条の 30 第 1 項)の規定に

			項	#	G I I	J₩ŧ	Wt.
_	※	別紙3のとおり。	方 法	理の	の処	銀等	*
		別紙2のとおり。	の方法	使用	施設の	銀排出	*
	※審査結果	別紙1のとおり。	構造	設の	出施	銀排	*
	※施設番号		種類	設の	出施	銀排	*
年 月 日	※受理年月日		所 在 地	場のほ	事業	場又は	Н
	※整理番号		名称	婦の	業	婦又は	Н

輸売

変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容 ※日の横には、記載しないこと。

を対照させること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

បា

បា

日本産業規格A4とすること。参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であ参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1 ~3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の5

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

#

Ш

ш

概

都道府県知事 草

#

大気汚染防止法第 18 条の 28 第 1 項(第 18 条の 29 第 1 項、第 18 条の 30 第 1 項)の規定に 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の 氏名

居出者

より、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

				,		,	
财	*	*	¥	¥	Н	Н	١.
	無	銀排	漁	漁	揚又	碰	
VII	华	Œ	#	#	7 14	×	
淋	9	施	Œ	Œ	#	は事	1
	処	設の	施	施	無	米	
#	曲	闽	羁	羁	婦	遊	
	9	用の	9	9	の所	9	
	方) 方	華	產	在	₩	
展	拼	拼	描	溢	斟	柊	1
	別紙3のとおり。	別紙2のとおり。	別紙1のとおり。				i
	※ 論		※審査結果	※施設番号	※受理年月日	※整理番号	
					年 月 日		
			-				-

輸売 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。 ※印の欄には、記載しないこと。 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を理取えれます。

を対照させること。

日本産業規格 A 4 とすること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。

뮐 |無 1

水銀排出施設の構造

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							承	維	焽	24	Н
3 2 1	焼	※ 田 ※	火格子 (m ²)	原料の	※ 本 本	京	用開	#	圃	柊	場又は事
設出年規に水日だでが省	期 能 力	器の定格容量	面積又は羽口	り処理能力	の 燃 換算 L/h)	熟 面 積	始予定	予定年	年	及び	場又は事業場における施設番
のこびと記憶見を事都図と場合に使け、表に使け、表記を事が図と	J (kg/h)	(kVA)	コ面断面積	(t/h)	焼 能 力	(m²)	年月日	Я	月日	型式	5施設番号
子の年防 図さん										2,	•
等のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、							年	年	年		
及更に規 るた式 2.2.なり届、貝 こも第55.5							月	月	月		
はいい 日本国令と							ш	ш	ш		
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田							半	单	華		
日年二欄 要を日に放の日とに 十用を現職 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二							Я	Э	Д		
、着 す 記こするの使手 ろ 入とろ市添用子 項 し。場の付							Ш	ш	Ш		

魚 維 焽

 \equiv प्रि

噩

4 \mathbb{H} 併

压 併

併

田

ш ш Ш

併 併 併

Ш Ш

Ш Ш Ш

併 併 併

Ш Ш Ш

Ш

ш ш

#

4 始

Ш

圃

Ш

Ш

戡

戸

料の処理能力

(t/h)

重油換算

챛

9

滐

需

Y

憋

粒 舵

(m²)

火格子面積又は羽口面断面積

別紙1

	名称及び型式	工場又は事業場における施設番号	水銀排出施設の構造
--	--------	-----------------	-----------

	備			蕪
	揪	熊	察	<u> </u>
-1	<u></u>	坩	圧器の	(m^2)
E S 击	設置届	部	定格	
Þ ĭ	⊕ ⊕	力 (容量(
明品	場合には	(kg/h)	(kVA)	
П	t 着手予			
(·定年月			
州田	ш			
1 E 9	及び使用開始予定年			
±	開始			
か ナート	予定年			
Œ	月日			
	の欄で			
H H	に、使			
D. Li	7##			

届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、 定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定 2、使用 着手予

定する項

目について記載すること。 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、 、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。 ただし、<u>施行規則様式第2による受理書の写しを添付</u>する場合であつて、都 道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要 図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略するこ

別紙2 (器)

別紙2

(器)

ím 光		使状		Z	ŀ			擅				曲			ì	処	使	着	熨	水式銀		水お銀け	
54 3 2 1	ţ	用河		抽				<u>-</u>	¥			#	161		74	计	用	#		水銀等の処理施設の種類、式	にに除せ	単の 超	
理 出月 と場長造かす数の日排で排水水。合が図	444	及1		集効率				$(\mu g/m^3)$	銀織			出ガ	E		E	E	鼆		圃	処理	IN) 処理	
3、「まるこれ」出銀銀たで当及銀を置場及出「出銀銀たで当及まれほどの大標力流学れままし	1711	ďш						3)	承			К	>	Z		±,	始	4		里施 記	が、一般におり、	雅 唐 号	
申と唱らばりまた 豊幸ごの後が出め出に使み準へ度のしつ標概	簡	9		(%)								中 の	E V	当) 	dm dm	7	涆	半	9	5水銀排出施 る施設番号	里施設の工 ・号	
値ののよ用し態立さ処 て皆更設施場設開に態立って、理参が図図	- Di) 庚	杏	۷.	₩	7.	**	¥	V .	lı	_	쩷		ر م ر			定			種類	海南環	日藤	
に設合置始いとが乾施考55及のお(に年予「い一き設事道96年	网	#	子 拉		ΠV	~	粒子状	k 銀	ガス	土小坂	+	素濃度		,	(11/11)	3/1	年	件	Я	× %	9	×	
い集は月定に、「ナガの項手概件でじ着日年に。 ルス構の 『要を	757		关	1	¥	_			_	_					_	-4.	: 月	田		* 及	工婦	又は事	
発ん手の月温い中中造欄計図省生機子標目にいるの区にずる略	痩	平数	¥			処理後	更更	理	処理前	処理	処理前	(%	処理後	処理前		甾		_	ш	び 連	X	業	水地
「 すっているがい 皇 濃及、又子子等定にのがい 重 濃及、 以孫する。 (4、 椎 st けい 関 し 財 は た た え	3 3	三	無	無	無	後	前	後	計	後	前)	後	前	14	9	Ш	ш	Ш	ΠŒ	#	ñ	4
日、水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に 理するための施設(集じん機等)について、記載すること。 愛置屈出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用 出の場合には設置年月日の欄に、変更屈出の場合には設置年月日、着手予定 月日及び使用開始予定年月日の欄に、変更屈出の場合には設置年月日、着手予定 月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 3 排出ガス皇については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この頃におて「標準状態」という。における量に、水銀濃度については、標準状態におけま 非出ガス1 立方メートル中の貴に、それぞれ換算したものとする。 4 水銀線度は、乾きガス中の濃度とすること。 4 水銀線度は、乾きガス中の濃度とすること。 5 水銀線のの機踏の人様に 2年の出東中法を記入した概要図を流付すると。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載す場合であって、都道所具的事文は大気汚染防止法施行令第13条に規定する指表の大い生態をない、整合であるて、都道所具的事文は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市長が当該構造図及び構要図を添付することを要しないと認めるときは、当該達図及び無乗図のが流付を省略することができる。		畢													最大	最大							小概非 5 % 阻 5 5 6
眼の百更 でにたすの見汚ると等い及届そあ、れる主則汚っな		時間/回															年	件	年				5
をてび出れっ水がこ要素にとで排、使のぞで銀物と寸式店をき		~ 回/⊟													通常	通常	Я	Д	Я				D T
出記用場れ玉濃草。法第11要ろ口載開合記力度算 を11済し。を11済し		Ĥ													背	背							
かす始に載がにた。記に行ならる子はす」つず、入よ行い		4月月															Ш	Ш	Ш				
大こ定設る気いの しる合と タン年間こ正てで 大圧(第1															學	严							1
中。月年とのはず 概出にいまれる。状、で 要生産の		時間/回													\star	\star	年	併	平				
は の		/													Į.	2.							
日曜こ状と日覗きすった。		回/日													通常	通常	Я	Д	Я				
る 手 項に 寸記す、前 使 使 に に 大 で す ままら に 日定 おけ ろす市談		ш															н	ш	П				
に 用定 おけ るす市該処 届年 いる こるの構		時日/月																_					

第 2	組	51. 抽	が続き	猫	7	la b	銀銀の	水銀等の処理の方法	万法				
水お銀け	等る	処理 な 数番を	の処理施設の工施設番号	並	X	# 業	場に						
処理に 業場に	になるなない	がなりがある。	5 水銀排出施 1 る施設番号	翠	9 H	遊又	び 事						
水式銀	徘	処理が	の処理施設の種類	種類、	名称	及び	型						
喪		圃	平		Д		ш	单	Я	ш	年	用	ш
推	#	7	定	年	,	Ħ	ш	年	Я	П	年	Я	ш
使	用	開始	台子	冶	年	Я	Ш	年	月	П	辛	Я	ш
処	#	<i>₩</i>	Z In	量 (m³/h)	/h)	磁		最大	通常		最大	通常	
		. .				乾理計		最大	油油		最大	油	
	# H	K K	前畑		$\overline{}$	処理後	後						
曲	排	出ガス	マ中の	を破壊	₹濃度	1 "1	6)						
				₩	水銀	処理前	相響						
	大無	職無		Ħ	ス 栄	処理前	雪						
缙	(F	$(\mu g/m^3)$		¥	無	_	里後						
				杏	粒子状		匪前						
·				> 1	無	処理後	後						
T.	莊	 学 授	(%)	± H	И	* >	金 強						
	1			杏	4		無						
南	田道	及	E O	東	用用	時数	門等	時間/回	~ 回/日	再月/月	時間/回	回/日	時日/月
7		椺	tm>	部	緻		便						
備光	1	また。	出帯に	施設を設けています。	なされ	てば発	ますべ	2 水銀等	が 禁田口	1 Q	大気中に排	いずる	前に処
		埋 出月『設の日』の置場及『	に届合びの出に使	ののは用船場設開	に年代来は日祖	し着日年ん手の月	険予欄目寺定にの、利	1年 関の日本の日本の日本の日本の日本では、文日東、区域に	、び出れ、使用の対し、使用の対し、使用の対しまりを	り始に載る予はす	にた。 京年月日の 設置年月日 ること。	機、に着に着、手、	東平
	ω 4.rč	排て排水水出り出産金	ガ標ガ濃等の準で乗りませた。	記録が、記録が、方式に対し、方式は、対対は対し、対対に対して対対が、対対に対して対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	リントとというにいいとり	1. 0 イス構温 中中岩	度がいるの図ではない。 なおいまん りょうしょう 単濃を	のでは、 をにより、 をなったが、 ななするない。	の 日 て の の 日 で の の の の の の の の の の と で と で と と と と と	が1分にため	状で野様	(いの以無決態に対象が)	4 <u>4 2</u> 1
	OI	と都図図水。道及の銀た府び茶	等だ県概付のし知要を	処、事図省理施文を略差が行います。	設裁大付の別気すこ	構様汚ると造式染こが	図第防とで及り上をきる。	、 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記と。 ただし、施行規則様式第2による受理書の写し、 都道府県知事又は大気汚染防止地施行令第 13 条に 図及び難要図を添付することを要しないと認めると 図の添付を省略することができる。	要理解と十十二郎 38 名の 8 め 8 め 8 もままる 8 もまa もままる 8 もまa もままる 8 もままる 8 もまa もまa もままる 8 もまa もままる 8 もまa もままる 8 もまa もままる 8 もまa もまa もままa もままる 8 もまa もまa もままa もままa もまa もまa もまa もまa もまa も	記しにと入を規を	、した蔑寒 然付する場 にする市の場 は、当該補の	を合長造添でが図付あ当及	すっ該び

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定を次のように改める。

	,
改	- :
正	
後	- /
改	!
正	,
	
前	

特定粉じん排出等作業の 開始時期 建築物等の設置の工事に着 手した年月日 解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 様式第3の4 り報告します。 癣 解体等工事の実施の期間 傘 瘅 解 事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとお 都道府県知事 市 長 ₩ 涨 Ħ Ħ 鄉 徘 徘 巷 Н Н Н 徘 ## ## # 9 9 9 0 郷 輊 蘸 ₩ 鏇 畑 畑 柊 믜 自至 ΗI その街工作物 階数(地上 延べ面積 **海粼粉(雨火・海雨火・その街** (木造・RC造・S造・その色) 併 事前調査結果報告書 年年 報告者 Ш 羅、 月月 地上 ш 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者 の氏名 шш 羅 電話番号 メールアドレス ※整理番号 ※受理年月日 ※華 楢 箔 账 併 併 Ш Ш ш 特定粉じん排出等作業の 開始時期 建築物等の設置の工事に着 手した年月日 解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 様式第3の4 癬 牵 解体等工事の実施の期間 報告します。 事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとお 都道府県知事 市 長 Ŕ Ŕ Ħ 獬 継 徘 継 巷 Н Н Н # # # # 9 9 9 9 郷 蘸 蘸 鱼 皷 脚 畑 및 袮 階数 (地上 延べ面積 その他工作物 海郷物(電火・海馬火・その街) 重重 \exists I (木造・RC造・S造・その他) 併 事前調査結果報告書 年年 機合者 Ш 羅、 月月 地下 ш 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者 の氏名 шш 羅) 電話番号 メールアドレス ※審 楢 浩 ※受理年月日 ※整理番 账 車 併 併

ш

ш

Ш

Ш

	事前調査の	電査の	結果	特定建築材料に該当しない場合の判断の
壁 築 材 料 の 種 類	石綿	でなる.	A 総 能	①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証 ⑤建築材料の製造年月日
吹付け材) [] (2)
保温材				
煙突断熱材				
屋根用折版断熱材				
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)				
仕上塗材				
スレート波板				
スレートボード				
屋根用化粧スレート				
けい酸カルシウム板第1種				
押出成形セメント板				
パルプセメント板				
ビニル床タイル				
窯業系サイディング				
石膏ボード				
ロックウール吸音天井板				
その街の林芩				①

特定・

	凩			名					
書面による調査及び目視による調査を行った者	報名 粉器	# K	施機関の	9	(一般・特定		蓮で等	4 0	舍)
分析による調査を行つた箇所									
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称									
	.ilel	事前調査	9	語 果	3株科薬類34	洲	当しない	場合の	判断の根拠
建築材料の種	類	石綿	ひな しな	上海	①目視 ②設計図書等 ③分析 ④建築材料 ⑤建築材料の製造年」	理解 理解 型数 対 が が が が	等 製造 目目	金会条によ	く。) る証明
吹付け材					① □	2 🗆	3 🗆	4 \square	5 🗆
保温材					① □	2 -	⊚ □	4 \square	5 🗆
煙突断熱材					① □	2 -	ⓐ □	4 \square	5
屋根用折版断熱材					① []	© □	© □	(4)	6 🗆
耐火被覆材(吹付け材を除き、 い酸カルシウム板第2種を含む。)	14				① 🗆	© _	⊚ □	(4)	5 🗆
仕上塗材					① □	© □	© □	(4)	5 🗆
スレート波板					① □	© 	© □	4	⑤ □
スレートボード					① []	© □	© □	(4)	©
屋根用化粧スレート					① □	© □	© □	(4)	©
けい酸カルシウム板第1種					① []	2	© _	4	⑤ □
押出成形セメント板					① □	© □	© □	(4)	©
パルプセメント板					① □	© □	© □	(4)	©
ビニル味タイル					① □	2	© _	4 □	©
窯業系サイディング					① □	© □	© □	(4)	©
石膏ボード					① □	20 🗆	©	(4)	5 🗆
ロックウール吸音天井板					① □	2	© _	4 □	⑤ □
その街の芬萃					① □	© □	(G)	(4)	(S)

解体の作業の対象となる床 面積の合計		※備	恭
解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
	氏 名		
音画による調査及び日視に よる調査を行った者	講習実施機関の 名称 (一般・特定	一戸建て	等・その他)
分析による調査を行つた箇所			
分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又			
> 9 %			

龕 妣 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設 工事の場合に記

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第4項に規定する一度建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

: 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則<u>第 16 条の5 第 3 号</u>の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に日を付すこと。

特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。 ※印の欄には、記載しないこと。

報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

は補修作業を伴う建設工事又 工事の場合に記載すること。 の場合、 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事り場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設

1. 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則<u>第 16 条の5 第 5 号の</u>規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に日を付すこと。

特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

※印の欄には、記載しないこと。 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

龕 ₩

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有壁材調査者講習登録規程(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有壁材調査者に該当する場合は中候、同条第3項に規定する中定建築物石綿含有壁材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て築石綿含有壁材調査者に該当する場合は中で、同条第4項に規定する一戸建て築石綿合有壁材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に日を付すこと。

日本産

業規格

経過措置

日から施行する。ただし、第一

条の規定は、

大気汚染防止法施行令

第

この省令は、

公 布

 \mathcal{O}

施

行期日

附

則

を改正する政令の施行の 日 (令和四年十月一日) から施行する。

17

ш 本産業 镁規格

第二条 第一条の規定の施行の際現にある同条による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第三の六

(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、 同条による改正後の大気汚染

防止法施行規則様式第三の六によるものとみなす。

2 第一 条の規定の 施 行 の際現にある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使

用することができる。